

岩手県立大学履修規程

制定	平成17年4月1日	規程第24号
改正	平成19年3月23日	規程第4号
	平成20年3月19日	規程第2号
	平成21年3月30日	規程第5号
	平成22年3月26日	規程第3号
	平成22年9月30日	規程第21号
	平成23年3月23日	規程第8号
	平成24年3月28日	規程第5号
	平成25年3月29日	規程第7号
	平成26年3月31日	規程第6号
	平成27年5月27日	規程第29号
	平成28年3月31日	規程第6号
	平成29年3月29日	規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(履修コース)

第2条 学部の学科に次のとおり履修コースを設ける。

学 部	学 科	履修コース
看護学部	看護学科	
社会福祉学部	社会福祉学科	福祉政策系 コミュニティ福祉系 臨床福祉系
	人間福祉学科	生涯発達支援系 福祉心理系
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	基盤システムコース メディアシステムコース 知能システムコース 情報システムコース
総合政策学部	総合政策学科	行政・経営コース 環境・地域コース

(授業科目等)

第3条 授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、学則別表第1のとおりとする。

2 学則第35条の資格に係る授業科目の種類及び単位数等は、次のとおりとする。

- (1) 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、学則別表1の1（教職科目を除く。）のとおりとする。
- (2) 社会福祉士国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- (3) 精神保健福祉士国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- (4) 保育士の資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第3のとおりとする。
- (5) 教育職員免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表第4のとおりとする。

（履修の登録）

第4条 学生は、前期及び後期ごとに、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。なお、次の表の左欄に掲げる学部の中欄に掲げる学科の学生に係る履修登録単位数の上限は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

学部	学科	履修登録単位数の上限
看護学部	看護学科	1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は27単位とする。ただし、自由聴講科目及び学部が別に定める一部の科目を除く。なお、編入学生にあつては単位数の上限を設けない。
社会福祉学部	社会福祉学科	1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1・2年次生にあつては28単位、3年次生にあつては32単位とする。ただし、学部が別に定める一部の科目を除く。 なお、4年次生及び編入学生にあつては単位数の上限は設けない。
	人間福祉学科	
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	1学期に履修科目（自由聴講科目及び学部が別に定める一部の科目を除く。）と

		して登録することができる単位数の上限は24単位とする。 ただし、2年次生以上で、かつ前年度における通算GPAが3.0以上、又は編入学生の場合の当該上限は28単位とする。
総合政策学部	総合政策学科	1学期に履修科目（自由聴講科目及び学部が別に定める一部の科目を除く。）として登録することができる単位数の上限は25単位とする。ただし、前学期の学期GPAが3.2以上、又は3年次生以上の場合の当該上限は30単位とする。

2 履修の登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

（履修の取消し）

第4条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

（履修の制限）

第5条 次に掲げる授業科目は履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目（平成13年4月1日から平成14年3月31日までに看護学部に入学者が高等学校教諭一種免許状（保健）を、平成13年3月31日以前に社会福祉学部、ソフトウェア情報学部又は総合政策学部に入学者がそれぞれの教育職員免許状を取得することを目的として既に単位を修得した授業科目を再び履修する場合を除く。）

(3) 授業時間が重複する授業科目

（試験）

第6条 試験は、学期末までに期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

（成績の評価）

第7条 成績の評価は、試験の成績、平常の成績及び出席状況等を総合して判

定する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点	成績評価の定義
秀	90点以上	目標を上回る特に優れた水準に達している。
優	80点以上 90点未満	目標に関して十分な水準に達している。
良	70点以上 80点未満	目標に関して事前に想定される標準的な水準に達している。
可	60点以上 70点未満	目標に関する基本的な水準に達している。
不可	60点未満	目標に関する基本的な水準に達していない。

- 3 評点を付さない授業科目は、合格、不合格をもって表す。

- 4 不合格になった授業科目は、再履修することができる。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

- 2 前項の規定により追試験の受験を希望する者は、追試験願書に理由書を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

- 3 追試験の実施日程は、その都度別に指定する。

(再試験)

第9条 試験を受験して不合格になった者に対する試験（以下「再試験」という。）は行わない。ただし、やむを得ない事情により教授会が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

- 2 前項の規定により再試験の受験を希望する者は、再試験願書を提出しなければならない。

- 3 再試験の実施日程は、その都度別に指定する。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為をした者に対しては、学則第37条第1項の規定による懲戒処分を行うほか、当該期の履修科目（通年科目を含む。）に係る成績評価を不可とするものとする。ただし、当該履修科目（不正行為のあった科目を除く。）のうち、教授会において不可としないことが相当である旨の意見が付された科目については、不可としないことができる。

(進級要件等)

第11条 進級要件又は授業科目の先修条件については、教授会が定める。

(卒業要件)

第12条 卒業するためには、4年以上又は学則第17条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、学則別表第2に定める卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

(他の大学において修得した単位の認定)

第13条 学則第22条第1項及び第2項の規定により他の大学において修得した単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 単位認定願

(2) 単位修得証明書(派遣先の大学等の長の発行するもの)

(大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定)

第14条 学則第23条第1項及び第24条第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 修得単位認定申請書

(2) 本学が認めた学修に係る成果等の通知の写し(当該学修を実施する団体等の発行するもの)

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 学則第24条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 卒業証明書又は在籍証明書(出身大学等の発行するもの)

(3) 成績証明書(出身大学等の発行するもの)

(4) 申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第16条 学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 修得単位認定申請書

(2) 単位修得証明書又は成績証明書(修学した外国の大学等の発行するもの)

(3) その他学部において必要とする書類

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年3月23日 規程第4号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、第3条第1項及び第2項各号の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、第3条第1項及び第2項各号の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成20年3月19日 規程第2号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年 3 月 30日 規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成22年 3 月 26日 規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成22年 9 月 30日 規程第21号）

この規程は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 23日 規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程別表第 5 に規定する授業科目の種類のうち、幼児教育方法論については、平成21年度以降に入学した者（編入学した者にあつては平成23年度以降に入学した者）について適用する。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成24年 3 月 28日 規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別、成績の評価及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別、成績の評価及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成25年 3 月29日 規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 在学生のうち平成24年 4 月 1 日において現に在学している者の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成24年 4 月 1 日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成26年 3 月31日 規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年 5 月27日 規程第29号）

- 1 この規程は、平成27年 5 月27日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用す

る。

- 2 この規程の適用の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の適用の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成28年3月31日 規程第6号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の履修登録単位数の上限については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において転入学し、又は再入学した者に係る履修登録単位数の上限は、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成29年3月29日 規程第4号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の履修登録単位数の上限については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第3及び第4に規定する授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別については、保育士及び幼稚園教諭一種免許状に係る科目にあっては平成26年度入學生から、その他の教育職員免許状に係る科目にあっては平成27年度入學生から適用する。
- 4 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る履修登録単位数の上限は、当該者の属する年次の在學生の例による。

別表第1 (第3条関係)

社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数

「社会福祉士に関する科目を定める省令」に定める指定科目の名称 (平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)	本学における授業科目の名称	単位数	備考
① 人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2	①人体の構造と機能及び疾病：医学概論、②心理学理論と心理的支援：心理学、③社会理論と社会システム：社会学は、選択科目なので、①～③のうちからひとつ履修すること。ただし、①～③のいずれも国家試験の対象となる科目なので、受験希望者は履修することが望ましい。 ⑰就労支援サービス：「公的扶助論Ⅱ」・「児童福祉論Ⅱ」・「障害者福祉論Ⅱ」、⑱権利擁護と成年後見制度：「権利擁護・更生保護」・「法学Ⅰ」、⑲更生保護制度：「権利擁護・更生保護」・「法学Ⅰ」は選択科目なので、⑰～⑲のうちからひとつ履修すること。ただし、⑰～⑲のいずれも、国家試験の対象となる科目なので、受験希望者は履修することが望ましい。
② 心理学理論と心理的支援	心理学	2	
③ 社会理論と社会システム	社会学	2	
④ 現代社会と福祉	社会福祉原論Ⅰ	2	
	社会福祉原論Ⅱ	2	
⑤ 社会調査の基礎	調査技法	2	
⑥ 相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク入門	2	
	社会福祉専門職論	2	
⑦ 相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅲ	2	
	ソーシャルワーク論Ⅴ	2	
⑧ 地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2	
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2	
⑨ 福祉行財政と福祉計画	公的福祉経営論	2	
⑩ 福祉サービスの組織と経営	福祉サービス論	2	
⑪ 社会保障	社会保障Ⅰ	2	
	社会保障Ⅱ	2	
⑫ 高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論Ⅰ	2	
	高齢者福祉論Ⅱ	2	
	ケア論	2	
⑬ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論Ⅰ	2	
⑭ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論Ⅰ	2	
⑮ 低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論Ⅰ	2	
⑯ 保健医療サービス	医療保健制度論	2	
⑰ 就労支援サービス	公的扶助論Ⅱ	2	
	児童福祉論Ⅱ	2	
	障害者福祉論Ⅱ	2	

⑱ 権利擁護と成年後見制度	権利擁護・更生保護	2
	法学 I	2
⑲ 更生保護制度	権利擁護・更生保護	2
	法学 I	2
⑳ 相談援助演習	ソーシャルワーク演習 I	2
	ソーシャルワーク演習 II	2
	ソーシャルワーク演習 III	2
	ソーシャルワーク演習 IV	2
	ソーシャルワーク演習 V	2
㉑ 相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導 I	2
	ソーシャルワーク実習指導 II	1
	ソーシャルワーク実習指導 III	1
㉒ 相談援助実習	ソーシャルワーク実習	4

別表第2（第3条関係）

精神保健福祉士試験受験資格に必要な授業科目及び単位数

精神保健福祉士試験受験資格に定める指定科目の名称 (平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)	本学における授業科目の名称	単位数	時間数	備考	
精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ	2			
	精神医学Ⅱ	2			
精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2			
	精神保健学Ⅱ	2			
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉論Ⅰ	2			
	精神保健福祉サービス論	2			
精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論Ⅱ	2			
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	ソーシャルワーク入門	2			
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉援助技術の基盤	2			
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉援助技術各論	2			
	精神科ソーシャルワーク論	2			
	精神科リハビリテーション論	2			
精神保健福祉援助演習（基礎）	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2			30
精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助演習Ⅰ	2			30
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2			30
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1			30
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1			30
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1			30
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習	4			210
現代社会と福祉	社会福祉原論Ⅰ	2			
	社会福祉原論Ⅱ	2			
社会保障	社会保障Ⅰ	2			
	社会保障Ⅱ	2			
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論Ⅰ	2			
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2			
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2			
心理学理論と心理的支援	心理学	2			
社会理論と社会システム	社会学	2			

人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2	
福祉行財政と福祉計画	公的福祉経営論	2	
保健医療サービス	医療保健制度論	2	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護・更生保護	2	
	法学 I	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論 I	2	

別表第3（第3条関係）
保育士資格取得に必要な授業科目及び単位数

保育士を要請する学校 その他の施設の修業教科目 (平成22年厚生労働省告示第278号)			単位数	本学における教育課程		備考	
		授業科目等の名称		単位数			
教養科目	外国語に関する演習		2以上	英語基礎演習Ⅰ	1	1 外国語に関する演習の科目から2単位以上選択し、修得すること。 2 「健康科学」「体育実技」は必ず履修すること。 3 上記以外の科目から6単位以上選択し、履修すること。	
				英語実践演習Ⅰ	1		
				英語基礎演習Ⅱ	1		
				英語実践演習Ⅱ	1		
				英語基礎演習Ⅲ	1		
				英語実践演習Ⅲ	1		
				英語基礎演習Ⅳ	1		
				英語実践演習Ⅳ	1		
				外国語Ⅰ	2		
				外国語Ⅱ	2		
外国語自由聴講科目	2						
体育に関する講義及び実技	講義	1	健康科学	2			
	実技	1	体育実技	1			
上記以外の科目		6以上	心理学	2			
			社会学	2			
			法学Ⅰ	2			
			医学概論	2			
			情報リテラシー	2			
			基礎教養入門	1			
			学の世界入門	1			
			教養科目	2			
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	社会福祉	2	社会福祉原論Ⅰ		2	全て履修すること。
		相談援助	1	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2	
		児童福祉	2	児童福祉論Ⅰ	2		
		保育原理	2	保育原理	2		
		社会的擁護	2	養護原理	2		
		教育原理	2	教育原理	2		
		保育者論	2	保育者論	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	2	発達心理学	2		
		保育の心理学Ⅱ	1	保育の心理学	1		
		子どもの保健Ⅰ	4	小児保健Ⅰ	2		
				精神医学Ⅰ	2		
		子どもの保健Ⅱ	1	小児保健Ⅱ	1		
		子どもの食と栄養	2	小児栄養	2		
		家族支援論	2	家族臨床論	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	2	幼児教育課程論	2		
		保育内容総論	1	保育内容総論	2		
		保育内容演習	5	保育内容（環境）	2		
				保育内容（人間関係）	2		
				保育内容（言葉）	2		
				保育内容（表現）	2		
		乳児保育	2	乳児保育	2		
		障害児保育	2	発達障害論	2		
	社会的養護内容	1	養護内容	1			
	保育相談支援	1	育児支援論	2			
	保育の表現技術	保育の表現技術	4	音楽実技	2		
				図画工作	2		
				小児体育	2		
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	児童福祉実習Ⅰ	2		
児童福祉実習Ⅱ				2			
保育実習指導Ⅰ		2	児童福祉実習指導Ⅰ	1			
			児童福祉実習指導Ⅱ	1			
総合演習	保育実践演習	2	保育・教職実践演習	2			

選択必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目		15以上	社会福祉原論Ⅱ	2	1 「児童福祉実習Ⅲ」及び、「児童福祉実習指導Ⅲ」を除く選択必修科目の中から6単位以上選択し、履修すること。 2 「児童福祉実習Ⅲ」及び、「児童福祉実習指導Ⅲ」は必ず履修すること。
	保育の対象の理解に関する科目			児童福祉論Ⅱ	2	
				精神保健学Ⅰ	2	
				臨床心理学	2	
	保育の内容・方法の理解に関する科目			家族社会学	2	
				保育内容（音楽）	2	
	保育の表現技術			保育内容（造形）	2	
保育内容（健康）				2		
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2	2	児童福祉実習Ⅲ	2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1	1	児童福祉実習指導Ⅲ	1	

注 保育士取得に係る教養科目については、下記の中から1科目2単位を修得するものとする。

「自己と他者」、「人間と職業」、「生物学の世界」、「個と集団」、「芸術学の世界」、「言語学の世界」、「科学技術と倫理」、「生態学の世界」、「ジェンダーと文化」、「哲学の世界」

別表第4（第3条関係） 教育職員免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別

1 高等学校教諭一種免許状（保健）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考		
科目区分	単位数		必修	選択			
教科に関する科目	生理学、栄養学、微生物学、解剖学	形態機能学Ⅰ	2		7	必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。	
		形態機能学Ⅱ	1				
	薬理代謝学	1					
	栄養代謝学	1					
	感染免疫学	1					
	食品栄養学	1					
	衛生学及び公衆衛生学	公衆衛生学	2				5
		保健統計学	2				
		健康管理論	1				
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校看護学	2		21		
		小児看護学概論	1				
		小児発達看護論	1				
		小児臨床看護論Ⅰ	1				
		小児臨床看護論Ⅱ	1				
		学校健康相談活動	1				
精神保健論		1					
精神看護学概論		1					
学校・産業看護論		1					
地域看護学実習Ⅰ		2					
感染看護論		1					
成人生活ケア論		1					
地域看護学概論		2					
地域看護システム論Ⅰ	1						
看護学総合実習	3		1				
看護情報管理論	1						
看護研究方法論	1						
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2		2	教科又は教職に関する科目 23単位 16単位	
							教育原理
	教育心理学	2					
	教育行政学	2					
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育課程論	2			10
			保健科教育法Ⅰ	2			
			保健科教育法Ⅱ	2			
			特別活動論	2			
	生徒指導、教育相談及び	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリ	教育方法論	2			5
			生徒指導論	2			
進路指導論			1				

進路指導等に関する科目	ングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論	2		
	教職実践演習		教育実践演習(中・高)	2		2
	教育実習		教育実習Ⅰ	1		3
			教育実習Ⅱ(高等学校)	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		2
	体育	2	健康科学	2		3
			体育実技	1		
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ	1		4
			英語実践演習Ⅱ	1		
英語実践演習Ⅲ			1			
英語実践演習Ⅳ			1			
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2	

2 養護教諭一種免許状

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考		
科目区分	単位数		必修	選択			
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	公衆衛生学 保健統計学 健康管理論	2 2 1		5	必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。	
	学校保健	小児発達看護論 学校・産業看護論 地域看護学概論	1 1 2		4		
	養護概説	学校看護学	2		2		
	健康相談活動の理論及び方法	人間関係論 学校健康相談活動	1 1		2		
	栄養学（食品学を含む。）	食品栄養学 栄養代謝学	1 1		2		
	解剖学及び生理学	形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ	2 1		3		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	薬理代謝学 感染免疫学	1 1		2		
	精神保健	精神保健論 精神看護学概論	1 1		2		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	養護に関する科目 28単位	看護情報学	1			27
			臨床病態治療学Ⅰ	1			
			臨床病態治療学Ⅱ	1			
			看護学序論	2			
			看護基礎理論Ⅰ	1			
			看護援助技術論Ⅰ	2			
			看護援助技術論Ⅱ	1			
			母性看護学概論	1			
			母性臨床看護論Ⅰ	1			
			母性臨床看護論Ⅱ	2			
			小児臨床看護論Ⅰ	1			
			小児看護学概論	1			
			老年看護学概論	1			
			成人看護学概論	1			
			基礎看護学実習Ⅰ	1			
			基礎看護学実習Ⅱ	2			
			小児看護学実習	3			
	家族ケア論	1					
	精神臨床看護論Ⅰ	1					
	地域看護活動論Ⅰ	1					
成人生活ケア論	1						
教職に関する科目	養護又は教職に関する科目 7単位	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2		2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		6	
			・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2			
			・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2			

教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2		5
	・道徳及び特別活動に関する内容		道徳・特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2		4
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論	2		
教職実践演習			教育実践演習(中・高)	2		2
養護実習			養護実習	4		5
			事前事後指導	1		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		2
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ	1		4
			英語実践演習Ⅱ	1		
			英語実践演習Ⅲ	1		
英語実践演習Ⅳ			1			
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2	

3 幼稚園教諭一種免許状

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数			授業科目の名称	単位数		備考						
科目区分	単位数	必修		選択								
教科に関する科目	国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上の科目		国語概論		2	1 必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 本学における免許状取得に必要な最低単位数に記載のほか、教科に関する科目又は教職に関する科目の選択から8単位修得すること。						
			生活		2							
			音楽実技	2								
			図画工作	2								
			小児体育	2								
			教職に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		保育者論	2				
							教育原理 保育原理	2	2			
								教育心理学 発達心理学 発達障害論	2	2		
							教育行政学		2			
							教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) 	幼児教育課程論	2	
										保育内容総論	2	
										保育内容(健康)	2	
										保育内容(人間関係)	2	
										保育内容(環境)	2	
保育内容(言葉)	2											
保育内容(表現)		2										
保育内容(音楽)		2										
保育内容(造形)		2										
幼児教育方法論	2											
教育相談の基礎	2											
家族臨床論		2										
保育・教職実践演習	2		2									
養護実習			幼稚園教育実習Ⅰ	2								
			幼稚園教育実習Ⅱ	3		5						
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	法学Ⅰ	2		2						
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3						
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ	1		4						
			英語実践演習Ⅱ	1								
英語実践演習Ⅲ	1											
英語実践演習Ⅳ	1											
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2							

4 高等学校教諭一種免許状（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考
科目区分	単位数		必修	選択	
教科に関する科目	情報社会及び情報倫理	情報と法律 情報環境論 メディア論	2	2 2	36 ※必修28 単位のほ か、選択 から8 単位修得 すること。
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	コンピュータアーキテクチャⅠ コンピュータアーキテクチャⅡ オペレーティングシステム論 組込みOS論 ソフトウェア演習A ソフトウェア演習B ソフトウェア演習C ハードウェア基礎 モデリング実践論 コンパイラの理論と実践	2 2 2 1 1 1 2 2 2	2 2	
	情報システム（実習を含む。）	ソフトウェア設計学 ソフトウェア設計実践論 情報システム基礎論Ⅰ 情報システム基礎論Ⅱ ファイルとデータベース 情報システム構築学Ⅰ 情報システム構築学Ⅱ ソフトウェア演習D	2 2 2 2 2 2 1	2 2	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク論 情報ネットワーク実践論 コミュニケーション論 分散システム論 分散システム実践論	2 2 3 2 2	2 2	
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	デジタル信号処理 メディアシステム学 ヒューマンインターフェース シミュレーション学	2 2 2 2	2 2	
	情報と職業	情報と職業 統合情報システム学Ⅰ 統合情報システム学Ⅱ 戦略情報システム学 起業論	2 2 2 2 2	2 2 2 2	
	教科に関する科目 20単位	教科に関する科目 20単位			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教科又は教職に関する科目 16単位	2	2
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	6
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学	2	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育行政学	2	
	教育課	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	
		・各教科の指導法	情報科教育法Ⅰ	2	

程及び指導法に関する科目			情報科教育法Ⅱ	2		10
	・特別活動の指導法		特別活動論	2		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導論 進路指導論	2 1	
教職実践演習		教育相談論	2			
教育実習		教育実践演習(中・高)	2		2	
			教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ(高等学校)	1 2		3
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		2
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1		4
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2

5 中学校教諭一種免許状（社会）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考	
科目区分	単位数		必修	選択		
教科に関する科目	日本史及び外国史	日本史概説 経済史 地域文化論 外国史概説	2	2 2	28	1 必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 教育実習Ⅱにおいて、中学校一種免許状及び高等学校一種免許状を併せて取得しようとする場合は、教育実習Ⅱ（中学校）のみの修得でよいこと。
	地理学（地誌を含む。）	地理学 地圏環境システム論 環境科学概論 環境生態学 地誌学 地域経済論 地域交通論 地図学	2	2 2 2 2 2 2 2		
	「法律学、政治学」	法学（国際法を含む。） 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 民法Ⅰ 刑法Ⅰ 政治学 国際関係論 行政学 政策学基礎 政策形成論 公共経営論 政策評価論 地方自治論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	「社会学、経済学」	社会学 社会構造変動論 環境社会学 地域社会論 経済学 ミクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅰ ミクロ経済学Ⅱ マクロ経済学Ⅱ 経営学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学 倫理学	2 2			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等			2	
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		2		6
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2		
	・教育課程の意義及び編	教育課程論	2			

に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	成の方法					
		・各教科の指導法					
		・道徳の指導法					
		・特別活動の指導法					
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法					
		・進路指導の理論及び方法					
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
	教職実践演習						
	教育実習						
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	憲法 I 憲法 II	2 2		4	
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3	
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習 I 英語実践演習 II 英語実践演習 III 英語実践演習 IV	1 1 1 1		4	
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2	
			社会科・地歴科教育法 I 社会科・地歴科教育法 II 社会科・公民科教育法 I 社会科・公民科教育法 II	2 2 2 2		16	
			道徳教育論 特別活動論	2 2			
			教育方法論	2			
			生徒指導論 進路指導論	2 1		5	
			教育相談論	2			
			教育実践演習(中・高)	2		2	
		教育実習 I 教育実習 II(中学校)	1 4		5		

6 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考										
科目区分	単位数		必修	選択												
教科に関する科目	日本史	日本史概説	2		32 ※必修30 単位のほか、 選択から2 単位の修得すること。	必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものがあること。										
	外国史	経済史	2													
	人文地理学及び自然地理学	地域文化論	地域文化論	2												
		地誌	外国史概説	2												
			教科に関する科目	地理学			2									
				教科又は教職に関する科目			地圏環境システム論	2								
							20単位	環境科学概論	2							
								23単位	環境生態学		2					
									16単位	環境調査法		2				
										6	水圏環境システム論		2			
											10	自然環境保全論	2			
												5	地域災害論	2		
													2	地域環境計画論	2	
														2	景観生態学	2
2	地域交通論				2											
	2	地図学			2											
		2	気圏環境システム論			2										
			2	災害情報学		2										
				2	地誌学	2										
					2	地域経済論	2									
						教科に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2							2
							教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理	2						6
									教育心理学	2						
									教育行政学	2						
							教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育課程論	2		10				
									社会科・地歴科教育法Ⅰ	2						
社会科・地歴科教育法Ⅱ									2							
特別活動論	2															
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導論					2		5							
		進路指導論	1													
教育実践演習		教育実践演習(中・高)	2				2									
教育実習		教育実習Ⅰ	1		5											
		教育実習Ⅱ(中学校)	4													
	日本国憲法	2			4											
		憲法Ⅰ	2		4											

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			憲法Ⅱ	2		
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1		4
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2

7 高等学校教諭一種免許状（公民）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考			
科目区分	単位数		必修	選択				
教科に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学（国際法を含む。）	2		32	必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。		
		憲法Ⅰ	2					
		憲法Ⅱ	2					
民法Ⅰ		2						
刑法Ⅰ		2						
政治学		2						
国際関係論		2						
行政学		2						
政策学基礎		2						
政策形成論			2					
公共経営論			2					
政策評価論			2					
地方自治論			2					
国際環境政策論			2					
教科に関する科目		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学	2				20単位
	社会構造変動論		2					
	環境社会学			2				
	地域社会学			2				
	経済学		2					
	ミクロ経済学Ⅰ		2					
	マクロ経済学Ⅰ		2					
	ミクロ経済学Ⅱ			2				
	マクロ経済学Ⅱ			2				
	経営学			2				
教科に関する科目	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2		20単位			
		倫理学	2					
教職に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	教職概論	2		23単位	2		
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 	教育原理	2				6
			教育心理学	2				
			教育行政学	2				
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 	教育課程論	2				16
			社会科・公民科教育法Ⅰ	2				
			社会科・公民科教育法Ⅱ	2				
			特別活動論	2				
		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識 	教育方法論	2				5
			生徒指導論	2				
進路指導論	1							
		教育相談論	2					

	等に関する科目	識を含む。)の理論及び方法				
	教職実践演習			教育実践演習(中・高)	2	2
	教育実習			教育実習Ⅰ	1	3
				教育実習Ⅱ(高等学校)	2	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2		4
			憲法Ⅱ	2		
	体育	2	健康科学	2		3
			体育実技	1		
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ	1		4
			英語実践演習Ⅱ	1		
			英語実践演習Ⅲ	1		
			英語実践演習Ⅳ	1		
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2

岩手県立大学大学院看護学研究科履修規程

制定	平成17年4月1日	規程第34号
改正	平成19年3月23日	規程第6号
	平成21年3月30日	規程第6号
	平成25年3月29日	規程第8号
	平成26年3月31日	規程第7号
	平成29年3月29日	規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項の規定に基づき、岩手県立大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

2 研究科に、看護学専攻を置く。

(教育方法)

第3条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業並びに修士論文の作成又は専門看護師教育課程における演習、実習及び特定の課題についての研究に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成の指導等によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第4条 研究科においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目等)

第5条 授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、大学院学則別表第1のとおりとする。

2 大学院学則第17条に規定する養護教諭専修免許状の取得に必要な授業科

目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表のとおりとする。

- 3 指導教員が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目（基盤教育科目を除く。）を履修させることがある。

（研究指導）

第6条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

- 2 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

（指導教員）

第7条 学位論文等を指導するため、研究科委員会の議に基づき、学生ごとに1名の指導教員を定めるものとする。ただし、必要に応じて複数の教員等の協力により指導を行うことができる。

- 2 前項のただし書により複数の教員等で指導を行う場合、1名を主指導教員とし研究指導科目を担当する教員があたり、他の教員等を副指導教員とし研究指導科目、または専門科目を担当する教員等があたる。

（履修の登録）

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、前期及び後期ごとに履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

（履修の取消し）

第8条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

（履修の制限）

第9条 履修の制限については、岩手県立大学履修規程第5条の規定を準用す

る。

(試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為)

第10条 試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為については、岩手県立大学履修規程第6条から第10条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(学位論文等の提出)

第11条 学生は、研究指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに学位論文又は博士前期課程における特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を提出しなければならない。

2 学位論文等の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文等の審査)

第12条 学位論文等の審査は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

2 前項の論文審査委員会の審査委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 主査 1名

(2) 副査 2名以上

3 論文審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(修了試験)

第13条 修了試験は、所定の単位を修得した者又は単位を修得する見込みの者で、学位論文等を提出したものについて、論文審査委員会が、学位論文等を中心としてこれに関連する授業科目等について口頭により行う。

(修了要件)

第14条 修了するためには、大学院学則第14条により定められた在学すべき年数以上在学し、大学院学則別表第2に定める修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び修了試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の規定を適用させようとする場合の基準及び学位論文等の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 入学前の既修得単位等の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の規定を準用する。この場合において、「学則第24条第1項に規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位」とあるのは、「大学院学則第13条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)」と、「出身大学」とあるのは「出身大学の大学院」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第16条 休学期間中の外国の大学の大学院において修得した単位の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」とあるのは「大学院学則第13条の2第1項の規定による修得したみなとみなすことができる単位」と、「修学した外国の大学」とあるのは「修学した外国の大学の大学院」と、「学部」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日 規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日 規程第6号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者(以下「在學生」という。)の授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び修了に必要な単位数については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び修了に必要な単位数については、当該者の属す

る年次の在学生の例による。

附 則（平成25年 3月29日 規程第8号）

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 平成24年 4月 1日において現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の岩手県立大学大学院看護学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年 4月 1日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成26年 3月31日 規程第7号）

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月29日 規程第5号）

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表(第5条関係)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考
科目区分	最低単位数		必修	選択	
養護に関する科目	24単位	看護研究法Ⅰ	2		1 必修又は選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、修了要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 選択科目は、選択する研究分野の看護学演習8単位及び看護学研究8単位の計16単位を履修すること。
		看護研究法Ⅱ	2		
		看護相談援助特論	2		
		学校保健看護活動論	2		
		看護実証病態学演習		8	
		看護援助学演習		8	
		看護管理学演習		8	
		基礎・管理看護学研究		8	
		母性・女性健康看護学演習		8	
		小児看護学演習Ⅰ		2	
		小児看護学演習Ⅱ		2	
		小児看護学演習Ⅲ		2	
		小児看護学演習Ⅳ		2	
		学校保健看護学演習		8	
		母子看護学研究		8	
		成人看護学演習Ⅰ		2	
		成人看護学演習Ⅱ		2	
		成人看護学演習Ⅲ		2	
		成人看護学演習Ⅳ		2	
		老年看護学演習Ⅰ		2	
		老年看護学演習Ⅱ		2	
		老年看護学演習Ⅲ		2	
		老年看護学演習Ⅳ		2	
		成人・老年看護学研究		8	
地域保健看護学演習		8			
家族看護学演習		8			
精神保健看護学演習		8			
地域看護学研究		8			

岩手県立大学大学院社会福祉学研究科履修規程

制定	平成17年4月1日	規程第35号
改正	平成19年3月23日	規程第7号
	平成22年3月26日	規程第4号
	平成25年3月29日	規程第9号
	平成26年3月31日	規程第8号
	平成29年3月29日	規程第8号
	平成30年3月30日	規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項の規定に基づき、岩手県立大学大学院社会福祉学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

2 研究科に、社会福祉学専攻を置く。

3 専攻に、「総合福祉コース」及び「臨床心理コース」の教育研究領域を置く。

(教育方法)

第3条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目等)

第4条 授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、大学院学則別表第1のとおりとする。

2 大学院学則第17条の資格に係る授業科目の種類及び単位数等は、次のとおりとする。

(1) 高等学校教諭専修免許状（福祉）の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表第1のとおりとする。

(2) 公認心理師試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 指導教員が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目（基盤教育科目を除く。）を履修させることがある。

(研究指導)

第5条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

2 研究科において、教育研究上有益と認めたときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

(指導教員)

第6条 学生の授業科目の履修及び学位論文の作成等の指導を行うために、研究科委員会の議に基づき、学生ごとに2名以上の指導教員を定めるものとする。

2 前項の指導教員のうち、1名を主指導教員とし、それ以外の教員を副指導教員とする。

(履修の登録)

第7条 学生は、授業科目の履修に当たっては、前期及び後期ごとに履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

(履修の取消し)

第7条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

(履修の制限)

第8条 履修の制限については、岩手県立大学履修規程第5条の規定を準用する。

(試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為)

第9条 試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為については、岩手県立大学履修規程第6条から第10条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(学位論文の提出)

第10条 学生は、研究指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに学位論文を提出しなければならない。

2 学位論文等の提出様式及び体裁については、別に定める。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

(修了試験)

第12条 修了試験は、所定の単位を修得した者、又は修得する見込みの者で、学位論文を提出したものについて、論文審査委員会が、学位論文及び関連する授業科目等について口頭又は筆記により行う。

(修了要件)

第13条 修了するためには、大学院学則第14条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、大学院学則別表第2に定める修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び修了試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の規定を適用させようとする場合の基準及び学位論文の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 入学前の既修得単位等の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の規定を準用する。この場合において、「学則第24条第1項に規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位」とあるのは、「大学

院学則第13条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」と、「出身大学」とあるのは「出身大学の大学院」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第15条 休学期間中の外国の大学の大学院において修得した単位の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」とあるのは「大学院学則第13条の2第1項の規定による修得したみなとみなすことができる単位」と、「修学した外国の大学」とあるのは「修学した外国の大学の大学院」と、「学部」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日 規程第7号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日 規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日 規程第9号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の岩手県立大学大学院社会福祉学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の指導教員については、この規程による改正後の岩手県立大学院社会福祉学研究所履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において再入学した者に係る指導教員については、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日 規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 規程第 14 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

高等学校教諭専修免許状(福祉)の取得に必要な授業科目及び単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考
科目区分	最低単位数		必修	選択	
福祉の教科に関する科目	24 単位	福祉研究の方法 I		2	選択 24 単位以上
		領域研究 A (福祉政策・行政)		2	
		領域研究 B (地域福祉)		2	
		領域研究 C (社会保障)		2	
		領域研究 D (福祉経営)		2	
		領域研究 E (児童福祉)		2	
		領域研究 F (高齢者福祉)		2	
		領域研究 G (障害者福祉)		2	
		領域研究 H (精神保健福祉)		2	
		理論研究 S I		2	
		理論研究 S V		2	
		理論研究 S VI		2	
		理論研究 S VII		2	
		理論研究 S VIII		2	
		理論研究 S IX		2	
		理論研究 P IV		2	
		課題研究 S I		2	
		課題研究 S II		2	
		課題研究 S III		2	
		課題研究 S IV		2	
		課題研究 S VI		2	
		課題研究 S VII		2	
		課題研究 S VIII		2	
課題研究 S IX		2			
課題研究 S X		2			
課題研究 P III		2			
実習 R (実務研究)		2			

別表第2(第4条関係)

公認心理師試験の受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数

「公認心理師法施行規則」に定める指定科目の名称 (平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)	本学における授業科目の名称	単位数	備考
①保健医療分野に関する理論と支援の展開	理論研究 P VIII (精神医学特論、保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	実習 P II (心理実践実習 I) 及び実習 P III (臨床心理実習 I、心理実践実習 II) の時間数は合計で 450 時間以上とする。
②福祉分野に関する理論と支援の展開	理論研究 P VII (発達心理学特論、福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	
③教育分野に関する理論と支援の展開	課題研究 P IV (学校臨床心理学特論、教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	課題研究 P IX (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	領域研究 I (人間関係、産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	

⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	課題研究 P VII (臨床心理査定演習 I、心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
⑦心理支援に関する理論と実践	課題研究 P I (臨床心理面接特論 I、心理支援に関する理論と実践)	2
⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	理論研究 P VI (社会心理学研究、家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
⑨心の健康教育に関する理論と実践	課題研究 P X (心の健康教育に関する理論と実践)	2
⑩心理実践実習 (450 時間以上)	実習 P II (心理実践実習 I)	2
	実習 P III (臨床心理実習 I、心理実践実習 II)	1

岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科履修規程

制定	平成17年4月1日	規程第36号
改正	平成19年3月28日	規程第8号
	平成23年3月23日	規程第9号
	平成25年3月29日	規程第10号
	平成26年3月31日	規程第9号
	平成29年3月29日	規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条第2項の規定に基づき、岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(課程等)

第2条 研究科につきのとおり課程等を設ける。

課程	教育研究領域	履修モデル
博士前期課程	基盤情報システム	基盤
		情報システム基盤
		情報システム
	知能メディアシステム	知能システム
		知能メディアシステム
		メディアシステム
博士後期課程	基盤情報システム	
	知能メディアシステム	

(教育方法)

第3条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目等)

第4条 授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、大学院学則別表第1のとおりとする。

2 大学院学則第17条に規定する高等学校教諭専修免許状（情報）の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表のとおりとする。

3 指導教員が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目（基盤教育科目を除く。）を履修させることがある。

（研究指導）

第5条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

2 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

（指導教員）

第6条 学生の授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導を行うため、研究科委員会の議に基づき、学生ごとに2名以上の指導教員を定めるものとする。

2 前項の指導教員のうち、1名を主指導教員とし、それ以外の教員を副指導教員とする。

（履修の登録）

第7条 学生は、授業科目の履修にあたっては、前期及び後期ごとに履修しようとする授業科目について、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

（履修の取消し）

第7条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

（履修の制限）

第8条 履修の制限については、岩手県立大学履修規程第5条の規定を準用する。

（試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為）

第9条 試験、成績の評価、追試験、再試験及び不正行為については、岩手県立大学履修規程第6条から第10条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

（学位論文の題目）

第10条 学生は、学位論文の題目を主指導教員の承認を得て、所定の期日までに申告しなければならない。

(学位論文等の提出)

第11条 学生は、主指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに学位論文を提出しなければならない。ただし、修士論文は研究成果物に代えることができる。

2 学位論文は、修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、主指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。

3 学生は、博士論文を提出する前に、主指導教員の承認を得て、研究科委員会において選出された論文審査員に予備審査を申し出なければならない。

(学位論文の審査)

第12条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

2 博士論文の審査は、公開の審査会を経た後に行う。

3 公開の審査会には、企業等他の研究施設の責任ある立場の者から、参考意見を徴することができる。

(修了試験)

第13条 修了試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、論文審査委員会は、学位論文を中心としてこれに関連する授業科目等について口頭により行う。

(修了要件)

第14条 修了するためには、大学院学則第14条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、大学院学則別表第2に定める修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び修了試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの規定を適用させようとする場合の基準及び学位論文の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 入学前の既修得単位数の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の規定を準用する。この場合において、「学則第24条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位」とあるのは、「大学院学則第13条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」と、「出身大学」とあるのは「出身大学の大学院」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第16条 休学期間中の外国の大学の大学院において修得した単位の認定については、岩手県立大学履修規程第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」とあるのは「大学院学則第13条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位」と、「修学した外国の大学」とあるのは「修学した外国の大学の大学院」と、「学部」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在學生の例による。

附 則（平成26年3月31日 規程第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 規程第7号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の教育方法、授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別については、この規程による改正後の岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において再入学した者の教育方法、授業科目の履修、単位数及び必修又は選択の別については、当該者の属する年次の在學生の例による。

別表(第4条関係)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		備考
科目区分	最低単位数		必修	選択	
情報の教科に関する科目	24単位	情報セキュリティ特論Ⅰ		2	選択 16単位以上
		高速処理特論		2	
		プログラム言語特論		2	
		基盤情報特論		2	
		基盤構築特論		2	
		情報システム基盤特論		2	
		情報システム企画・設計特論		2	
		情報システム評価特論		2	
		社会情報システム特論Ⅰ		2	
		社会情報システム特論Ⅱ		2	
		組織システム分析特論Ⅰ		2	
		組織システム分析特論Ⅱ		2	
		情報システム戦略特論		2	
		情報システム管理特論		2	
		情報ネットワーク特論Ⅰ		2	
		情報ネットワーク特論Ⅱ		2	
		情報ネットワーク特論Ⅲ		2	
		知能メディア総論		2	
		コンピュータグラフィックス特論		2	
		情報環境デザイン特論		2	
				ソフトウェア実践演習	
		プロジェクト実践演習		1	
		公開ゼミナール	1		必修 7単位以上
		ソフトウェア情報学ゼミナールⅠ	2		
		ソフトウェア情報学ゼミナールⅡ	2		
		ソフトウェア情報学ゼミナールⅢ	2		